



令和4年11月2日  
海事局 国際油濁補償基金対策室

## 国際油濁補償基金第27回総会等の結果概要

～ 拠出金の請求に関する新しい提案がなされました～

令和4年10月25日（火）から28日（金）まで国際海事機関本部（ロンドン）で、国際油濁補償基金（IOPCF）第27回総会等が開催されました。

今次会合では、事務局長により、拠出金の請求に関する新しい提案及び基金に関連するタンカー事故の進捗の報告と議論等が行われました。

国際油濁補償基金（以下「基金」）とは、タンカーの事故により巨額の油濁損害が発生した場合に、被害者に対して補償を行うために設立された国際機関（本部：ロンドン）です。基金は、タンカーで運ばれた油を受け取る事業者（石油元売事業者等）が負担する拠出金により運営されており、日本は、インドに次ぐ2番目の拠出国となっています。

今次会合には、我が国から国土交通省、在英国日本国大使館、学識経験者、石油海事協会、（一社）日本船主協会、（公財）日本海事センター等の関係者が出席し、我が国意見の反映に努めました。

なお、今次会合は3年ぶりに対面式で開催され、65か国が参加し、それぞれの議題で積極的な審議が行われました。

**主な結果**（詳細は別紙をご参照ください）

### 1. 拠出金の請求に関する事務局の新たな提案

今次会合では、事務局から、油受取量の報告を提出していない拠出者に対し、見積油受取量に基づき、請求書を発行する新たな拠出金の請求方法が提案されました。

我が国は、従来からの確かな拠出報告を行っているところ、基金の公正な運営の観点から、事務局へ、新しい提案に係る作業を継続するよう支持を表明しました。

### 2. 基金のリスク増加への対処

原油のタンカー輸送に関して、位置情報の改ざんや国際海域における船舶間の危険な原油積み替えオペレーションにより、原油流出のリスクが高まる事態が報告されており、基金の大きな懸念となっています。我が国はカナダ及び英国と共同で、加盟国へ安全な海上輸送の確保を働きかけました。

### 3. 理事国の選出

理事国の任期は最大2年間と規定されており、毎年、総会において、任期満了に伴い新たな理事国が選出されます。今次会合では、我が国を含む15か国が新たな理事国として選出されました。



<問合せ先>

海事局 国際油濁補償基金対策室 北林、磯山

代表 03-5253-8111（内線 43-268）

直通 03-5253-1545 FAX 03-5253-1642

## 国際油濁補償基金第 27 回総会等の主な審議結果

### 1. 拠出金の請求に関する事務局の新たな提案

油受取量の報告は、基金条約に加入している加盟国の義務であるにも関わらず、一部の国においては、油受取量報告を提出していないため、事務局は、この報告の促進に長らく取り組んできました。この問題に対処するため、今次会合で事務局は、過去に遡り見積油受取量に基づいて、拠出金を請求する新たな提案をおこない、加盟国の同意を得ました。我が国も、基金の礎である適時・適切な拠出金の支払いを重要と考え、事務局の新たな提案を支持しました。

これにより、次回総会では、具体的な総会決議案、および内部規則改正案が報告されることとなります。

### 2. 基金のリスク増加への対処

制裁を回避するために、位置情報の改ざんや、国際海域における船舶間の瀬取オペレーションを行なうことは、船舶同士の衝突や、原油流出等のリスクを増大させる可能性があります。

また、これによる油濁事故は、油の流失源である船舶の特定が困難であり、出所不明の流出（いわゆるミステリースピル）になる可能性があり、基金に関連する事案\*として CLC 条約（※1）及び FC 条約（※2）が適用されることとなります。

流出源が特定されない場合、船舶所有者が行うべき補償を基金が肩代わりすることとなるため、我が国は上位拠出国としてこの問題を重視し、旗国、沿岸国を含め、全ての加盟国に対して、安全な海上輸送確保の働きかけをおこないました。

\* 条約の対象事故に係る被害者への補償は、CLC 条約（※1）に基づき、責任限度額まで船主又は保険会社が支払うこととなっており、責任限度額を超えた額については、FC 条約（※2）に基づき、タンカーで運ばれた油を受け取る事業者が支払った拠出金をもとに基金が支払うこととなっています。一方で、FC 条約第 4 条により、CLC 条約の下で十分かつ適正な賠償を受けることができない場合には、基金が補償を行うこととなっています。

※1：1992 年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約

※2：1992 年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約

### 3. 理事国の選出

理事国の任期は最大 2 年間と規定されており、毎年、総会において、任期満了に伴い新たな理事国が選出されます。今次会合では、規定に基づき、拠出金の多い 11 か国の中から 我が国を含む 7 か国（カナダ、フランス、日本、韓国、シンガポール、タイ、英国）、また、その他の加盟国の中から 8 か国（アルジェリア、バハマ、コロンビア、キプロス、デンマーク、ジャマイカ、ニュージーランド、南アフリカ）が選出されました。なお、我が国は昨年に続き、2 期目となります。

我が国は理事国として引き続き、基金の健全な運営に貢献して参ります。

**4. 基金に関連する事故**

2007年に韓国で発生した Hebei Spirit 号の事故について、すべての法的手続きが完了したこと、及び 2017年9月にギリシャで発生したプロダクトタンカー Agia Zoni II 号の油濁汚染事故についての進捗の報告等が行われました。

Agia Zoni II 号の事故については、調査のために本船が引揚げられてから、調査結果が公表されないままおよそ5年が経過するところであるため、我が国等主要加盟国から、適切な補償の実現に向け関係国の協力が必要である旨を発言しました。

以上